

支部 Twitter 運用ガイドライン

(目的)

このガイドラインは、神奈川県行政書士会緑支部（以下「支部」という）が公式に運用する Twitter（以下「支部 Twitter」という）の運用ルールを定め、支部の取り組みや、イベント等の効果的な情報発信を行うことを目的とし、支部 Twitter を設置し、運用を行う。

(アカウント情報等)

1. アカウント名：神奈川県行政書士会緑支部【公式】
2. パスワード：支部広報部長が別に定める。
3. メールアドレス：支部広報部が指定したものとする。
4. 運営管理者：支部広報部または支部から委任をされた者。
5. 投稿者：支部長及び支部広報部担当者。

(投稿並びにリプライ及びダイレクトメッセージへの対応)

投稿は、Twitter 社の利用規約に従う。また原則、リプライ、返信、ダイレクトメール及びいいね等、他のアカウントへの返信はしない。

(知的財産権)

当アカウント支部 Twitter に掲載されている文章、写真、イラスト、音声、及び動画の知的財産権は支部に帰属する。

(免責事項)

1. 支部 Twitter の投稿における情報の正確性、完全性、正当性の確保に努めるが、これを完全に保証するものではない。
2. 支部 Twitter へのユーザーからのリプライや、ダイレクトメッセージ及びいいねについて、正確性、完全性、正当性を認めるものではない。
3. ユーザーが支部 Twitter の掲載情報を利用または信用したことにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
4. ユーザー間またはユーザーと第三者間のトラブルにより、ユーザーまたは第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負はない。
5. システム障害、保守などにより事前に通知することなく、支部 Twitter の運用を停止する場合がある。
6. 本ガイドラインは、予告なく変更する場合がある。

(個人情報)

プライバシーの保護などについては、Twitter 社プライバシーポリシーに従う。

(禁止事項)

支部 Twitter のおける以下の行為を禁止する。

1. 本人の承諾なく、他のユーザーまたは第三者の個人情報を特定、開示、漏洩する行為
2. 支部、他のユーザーその他の第三者に損害を与える行為
3. 支部、他のユーザーその他の第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
4. 支部、他のユーザーその他の第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける行為
5. 公序良俗に反する行為、あるいは公序良俗に反する情報を提供する行為
6. 支部 Twitter の目的に関係ない投稿をする行為
7. その他 Twitter 社の定める不正行為に該当する行為
8. その他支部が不適切と判断する行為

(雑則)

支部 Twitter に関して必要な事項は支部広報部において定める。

附則

この指針は令和3年1月1日から施行する。